

あり。徒然草に、梅尾の上人道を過給ひけるに、河にて馬あらふぞのこあし〜といひければ、上人立どまりて尋ね給ひければ、府生殿の御馬に候と答へけり。とあるも、馬捕の舍人也と彼の註書にいへり。また或は世人馬捕をば別當と呼べり。此はいにしへ御牧の別當とて、牧監の稱號より移りたる俗名也。牧監は御牧の官人にて、延喜馬寮式に、信濃甲斐、上野三國任牧監。武藏國任別當。と見え、政事要略卷廿三に載せたる武藏國司への官符に、立野牧云々。即藤孫藤原道行宛其別當。などありて、彼の齋藤別當實盛も越前國の生れなりしかど、近年御領に付られて、武藏國長井に居住し、御牧の別當と成りしゆゑに、齋藤別當と世に稱すといへり。されば後世既係りの御者をば、別當と呼べるものは、其の適當の僭號なりといへり。

○水車町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、水車町。とあり。同年火災(三)記には、淺野水車町と記載し、今も或は淺野水車町とも呼べり。いにしへ此の地は水車ありし故に町名とすとすといへり。

○淺野水車由来

傳説に云ふ。中納言利常卿の時、燈油を金澤市中にて製造命ぜられ、石川郡松任の油商賣人共來て、金澤市中を見立て水車を設け、水碓を建てたり。其ヶ所は、犀川にては堅町油車、および川下元車、淺野川は此の水車の地にて、此の三ヶ所に初て水車を設け、水碓の器械を以て種油を製造す。故に右三ヶ所共、後々まで地名に呼べり。但し或は油車と呼び、或は元車と稱し、或は水車と呼びなせるものは、其ヶ所を呼び分かつたため也といへり。按ずるに、堅町油商多田源兵衛傳書に、先祖源兵衛松任に居て種油を製造する處、金澤へ出、正保年中油車の地に初て水車を取建。とあれば、淺野水車の(地)に水車を設け、種油を製造なしたるも同時代なるべし。金澤町會所留記に載せたる貞享元年三月の届書に、淺野水車桶屋仁左衛門と見えれば、此の頃既に地名に呼びたりしと聞ゆ。又享保十一年に筆記せし咄隨筆に、金澤中町能登屋加兵衛と云ふ者の妻は、松任屋長右衛門とて水車油屋の娘也。とあり。右松任屋長右衛門は、堅町油車を開きたる油屋源兵衛と共に、そのかみ松任より出

で、此の水車の地に初て水車を開きたる油屋にて、松任より出たりしゆゑに松任屋と稱せしにや。扱此の水車は、文政二年松任等にて製造の事と成りたる故、金澤の三ヶ所共に止みたりと云ふ。

○前田監物下邸跡

延寶の金澤圖に、前田主膳下屋鋪前口四十間、奥行五十七間三尺三寸。とあり。舊藩士に下邸を賜はるは、家祿三千石以上より賜はり、三千石以下は賜はらざる定にて、家祿三千石に不滿して下邸を拜領せしは、此の前田氏而已なりといへり。彼の家士淺尾ト山之傳承書に、如左記載せり。

御下屋敷之儀は、先故大膳様、微妙院様御前に御座候節、下屋敷所持被成候哉と御尋被遊候。下屋敷請取申知行高にて無御座候故、所持不仕由御請被仰上候へば、家來等指置候にも宜候間、何方に而も請取候様御意に付、最前高岸寺後邊に御下屋敷御拜領被成候。然處微妙院様御逝去にて、小松より引越人多、居屋敷手間候間、御下屋敷所替被成候様被御渡、大衆免村領之内にて替地御請取被成候事。

御下屋敷歩敷二千五百歩。

内九十三歩、御上屋敷御門前道を除き四十間餘御座候。外に六十六歩、御下屋敷之内百姓相對に而御請地有之事。

右兩御屋敷御請取被成候年號は、留帳燒失仕、相知不申事。

每々被書出候文面左之通り。

淺野川小橋爪 居屋敷

河北郡大衆免村 下屋敷

右私兩屋敷所附如此御座候。但下屋敷之儀は、從微妙院様、先大膳拜領仕、今以所持仕候。以上。

戊十月廿九日 前田 監物

前田大炊様

○淺野町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、淺野町。とあり。今淺野町、下淺野町とす。此の地邊はむかしは淺野の村地なるを、追々町地に屬せられ敷町を建てたり。故に此の地邊の惣名をば淺野町とも呼べり。